

生活保護法指定医療機関の皆さまへ（留意事項）

生活保護受給者に対し医療サービスを提供いただく際にご留意いただきたい内容について、以下の通りお知らせします。

1. 医療扶助オンライン資格確認導入にかかる助成金について（申請期限の延長）

生活保護の医療扶助において、

- ・生活保護受給者の利便性を高めること
- ・生活保護受給者がよりよい医療サービスを受けられること
- ・医療扶助制度の適正かつ効率的な運営を促進すること

などを目的として、令和6年3月からマイナンバーカードを利用したオンライン資格確認が導入されています。（※市町ごとに導入時期が異なる場合もございます。）

ただし、医療扶助オンライン資格確認の実施には医療機関・薬局（以下、医療機関等）においてレセプトコンピューター等既存システムの改修等が必要です。

社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等における導入を推進する観点から、「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」を実施しており、申請期限を「令和8年1月15日」としていましたが、申請状況等諸般の状況に鑑み、期限が「当分の間」まで延長されました。つきましては、積極的なご活用を検討いただくようお願いいたします。

【リーフレット】

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/hogo/documents/2026seihoiryokikanixtupansidoujyoseikin.pdf>)

2. 他法他施策の優先活用について

生活保護法第4条において、「保護は、利用しうる資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされています。

自立支援医療制度や特定医療費（指定難病）助成等、他の公費や助成制度が利用できる場合は、そちらを優先的に活用していただく必要があります。

3. ジェネリック医薬品の使用原則化について

平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになっています。（在庫がない場合、後発医薬品の薬価が先発医薬品より高い又は同額の場合を除く）。

一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、原則、後発医薬品を調剤いただくこととなります。